

# 第83回九都県市首脳会議の結果概要

令和5年4月26日  
九都県市首脳会議

## 1 意見交換に係る合意事項等

### (1) 新型コロナウイルス感染症に関する共同メッセージについて

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの「5類」移行後において、基本的な感染対策は引き続き有効であること、及びマスクの着脱は個人の判断を尊重することについて、住民や事業者に呼び掛けるため、別紙1のとおり、九都県市として共同メッセージを取りまとめた。

### (2) 首脳提案について

#### ア 国民健康保険制度の安定的な運営に向けた財政基盤の強化等について

国民健康保険制度は、高齢化の進展等により非常に厳しい財政運営となって いる。地方自治体は独自の財源を活用し、被保険者の負担軽減に努めているが、財源確保には限界がある。さらに、一人当たり医療費が低い九都県市における 医療費適正化の取組が十分に評価されていない。そこで、九都県市としての意 見を取りまとめ、別紙2のとおり、国に対して要望を行うこととした。

#### イ リチウムイオン電池の分別排出の徹底について

リチウムイオン電池が使用されている製品が分別されず、他の廃棄物に混入 し、ごみ収集車や処理施設等で火災事故が発生しており、これらを分別して収 集することが重要である。そこで、リチウムイオン電池の分別排出の徹底につ いて、廃棄物問題対策検討委員会において取組状況や課題を共有するとともに、 消費者に対する啓発を行うこととした。

#### ウ 安全・安心な地域社会の実現に向けた地方消費者行政の充実・強化について

消費者を取り巻く環境が多様化・複雑化する中、消費者行政において重要な役 割を担う消費生活相談員の担い手不足が顕在化している。また、国は消費生活相 談のDXに向けた検討を進めているが、地方自治体の事務負担及び財政負担が懸念されることや、国と地方自治体との連携に課題があることから、九都県市と しての意見を取りまとめ、別紙3のとおり、国に対して要望を行うこととした。

#### エ 公共空間の有効活用による賑わい創出の取組について

道路等の公共空間を活用した賑わい創出の取組を推進し、より一層の都市の 魅力向上や地域経済の活性化に繋げていくことが重要となっている中で、その 取組の実現に至るプロセスにおいては、様々な課題があることから、九都県市 が共同で知見の共有及び課題解決手法の検討などを行うこととした。

#### **オ 住宅団地再生に向けた取組について**

各都県市における高経年集合住宅団地の再生にかかる取組の現状や好事例を共有するなど、共通する課題の解決に向けて検討を行うこととした。

#### **カ 統一的な子どもの医療費助成制度の創設について**

子どもの医療費助成制度は、単独事業として全国の自治体で実施され、子育て支援に大きな役割を果たしているが、自治体による助成内容の差異や財政負担が課題となっている。国による統一的な制度の創設により、国と地方の役割を明確にし、連携して少子化対策に取り組む必要があることから、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙4のとおり、国に対して要望を行うこととした。

#### **キ 広告宣伝車の規制について**

都市部の繁華街では、派手な色遣いや過度な発光を伴って走行する廣告宣伝車により、良好な景観を損なうことに加え、交通事故を引き起こす懸念がある。

廣告宣伝車は都県境を越えて行き来しており、九都県市が一致団結して対策を講じる必要がある。このような背景を踏まえ、九都県市が共同して、実態の共有及び規制のあり方の検討などを行うこととした。

#### **ク 訪日外国人の受入環境の整備について**

世界が通常の社会経済活動を取り戻しつつあり、国では訪日外国人数6,000万人という目標を掲げている中、国民が訪日外国人を不安なく受け入れるためには、国による一層の環境整備が不可欠であることから、感染症の水際対策や訪日外国人の未払医療費への対策などについて、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙5のとおり、国に対して要望を行うこととした。

### **2 協議に係る合意事項**

#### **(1) 地方分権改革の推進に向けた取組について**

今後の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、真の分権型社会の実現に向けて確実に推進されるよう、九都県市としての意見を取りまとめ、別紙6のとおり、国に対して要求を行うこととした。

### **3 報告事項**

#### **(1) 首脳会議で提案された諸問題等に関する検討状況について**

##### **ア 不登校児童生徒等の多様な学習機会の確保について**

各都県市における不登校対策の取組を共有し、事例集にまとめた。また、「校内教育支援センター」「教育支援センター」の2事業を推進するための課題を踏まえ、財政支援等の拡充に向け、国への要望活動を実施した。

第83回九都県市首脳会議への報告をもって、本検討会は終了するが、引き続き各都県市の取組を進めるとともに、必要に応じて情報共有を行うなど、連携を図っていく。

#### イ 大気環境の更なる改善に向けた対策の推進について

大気中で二次生成され、都県域を越えて移流する光化学オキシダント及びPM2.5の低減に向けた原因物質の削減対策や自動車排出ガス対策について、国に要望する。

#### ウ 水素社会の実現に向けた取組について

国が策定した「水素・燃料電池戦略ロードマップ」等の進捗状況を踏まえ、国に対し要望を行った。

また、水素エネルギー関連事業者との情報交換を行った。

引き続き、九都県市で連携した取組の実施に向けて、具体的な内容の検討・調整を行う。

#### エ 風しん撲滅に向けた九都県市共同での取組について

先天性風しん症候群の理解と予防について広く周知するとともに、国の「風しんに関する追加的対策」の対象者である風しん抗体保有率の低い世代の男性を中心に感染拡大防止等の啓発を引き続き進めていく。

#### オ 気候変動に対応した豪雨対策について

これまでの豪雨対策に関わる取組状況や知見、将来の気候変動の影響を踏まえた対策の検討状況及び課題等を共有した。また、豪雨対策に関わる事例集の作成や、広報等について検討を行うこととした。

引き続き、情報共有を行うとともに、九都県市が連携した広報等について検討を進める。

### 4 その他

#### (1) 関東大震災100年の節目に始動する都市強靭化の取組について

東京都から、都が進める都市強靭化の取組と、その一環で行う関東大震災100年を契機に展開するムーブメントを共有し、九都県市全体で防災の取組を推進するとともに、都市の強靭化に向けた気運を高めていきたいとの発言があった。

#### (2) 2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」について

横浜市から、市内で開催される2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」について、九都県市全体で開催に向けた機運醸成にご協力いただきたいとの発言があった。

### 5 次回は、令和5年秋、神奈川県において開催する。

コロナが5類感染症に移行しても……

# 換気・手洗いなどの 基本的な感染防止対策は引き続き有効です!!

## ◆効果的な換気



## ◆手洗い・ 手指消毒



## ◆ワクチン接種を ご検討ください\*



## ◆3密の回避

流行期において

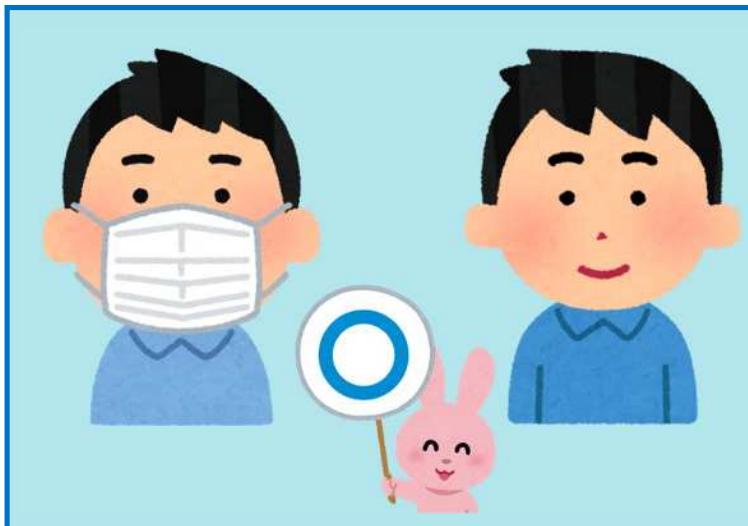


\*5月8日～8月末は、初回(1・2回目)未接種・65歳以上・基礎疾患のある方などに限られます。

九都県市首脳会議

# マスク着用は個人の判断を尊重しましょう

## 場面に応じたマスクの 着脱 を！



ただし、事業者の判断で、マスク着用を求められることがあります。



着用を推奨する場面



医療機関  
受診時



高齢者施設  
訪問時



混雑した  
電車やバス



重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、  
マスク着用が効果的な場面では着用を推奨。

九都県市首脳会議

# 九都県市首脳会議



埼玉県



千葉県



東京都



神奈川県



横浜市



川崎市



千葉市



さいたま市



相模原市

## 国民健康保険制度の安定的な運営に向けた 財政基盤の強化等について

国民健康保険制度は、「国民皆保険」の根幹を担う非常に重要な医療保険制度であるが、他の医療保険と比べ高齢者が多いことから医療費水準が高く、かつ、中・低所得者の加入割合も高いことなど構造的な問題を抱えており、その財政基盤は極めて脆弱である。

平成30年度の国民健康保険制度改革により、都道府県単位での運営、国の財政支援の拡充等の財政基盤の一定の安定化等の措置が講じられ、市町村国保では、前期高齢者交付金を除き、公費と保険料（税）の負担割合を50%ずつで構成する制度となっている。しかし、実際には、構造的な問題からさらに公費が充てられ、国民健康保険財政の令和4年度予算ベースで保険料（税）の割合は約35%となっているにも関わらず、依然として被保険者の保険料（税）負担は他の医療保険と比べて高い状態にある。

そのような状況において、高齢化の進展や医療の高度化等による「一人当たり医療費」の増加、団塊の世代が75歳を迎える後期高齢者医療制度に移行することによる「後期高齢者支援金」の大幅な増額が重なり、非常に厳しい財政運営となっている。

また、現在、保険料（税）負担緩和のために行われている法定外一般会計繰入は、保険給付と保険料（税）負担の関係性が不明瞭となること等から、削減・解消に取り組むべきものである。しかし、国民健康保険の構造的な問題により被保険者の保険料（税）負担が大きくなっていること、さらに医療費や後期高齢者支援金の増もあり、一部の市区町村においては法定外の繰入をせざるを得ない状況となっている。

法定外一般会計繰入の削減は、被保険者の保険料（税）の増に直結することから、九都県市を含む多くの地方自治体は、これまでも、被保険者等の理解を得ながら法定外一般会計繰入の削減に取り組む一方で、急激な負担増とならないよう、基金積立金や決算剰余分の繰越金を活用しながら、被保険者

の負担軽減に努めている。しかし、これらの活用できる財源の確保には限界があり、財源が枯渇した場合、保険料（税）が急増することになりかねない。

保険料（税）の急増は、国民健康保険の被保険者の大半を占める中・低所得者や高齢者の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念され、ひいては制度の基盤となるべき被保険者からの信頼を損なうことにもつながる。

九都県市は、一人当たりの医療費水準が全国平均に比べて低く、さらに健診等のデータを活用した効果的な保健事業による一層の医療費適正化を行うなど、保険制度の健全な財政運営に努めている。しかし、保険者努力支援制度における評価項目では、医療費水準の改善に係る評価に重点が置かれているため、医療費水準が低く大幅な改善が難しい九都県市における医療費適正化への取組が、十分に評価されているとは言えない状況となっている。

持続可能な国民健康保険制度となるよう、国民健康保険制度が抱える構造的問題の解決に取り組むとともに、被保険者の保険料（税）の負担増が起きている現状を踏まえ、財政支援のさらなる拡充と医療費の適正化を同時に進めるよう、以下の事項を要望する。

- 1 公的医療保険制度間の公平性の確保に向けて、国庫の定率負担の引上げ等、財政基盤のより一層の強化を、国の責任において実施すること。
- 2 高齢者や中・低所得者に過度な負担を強いることのないよう、後期高齢者支援金の増額等による保険料（税）の上昇の抑制のため、さらなる財政支援の拡充を実施すること。
- 3 各地方自治体の医療費適正化の取組に対して、個別事情に応じた人的・財政的援助や有用な知見の提供など、一層の支援を行うこと。また、保険者努力支援制度において、一人当たりの医療費水準の低い地方自治体が十分な評価を受けられるよう、医療費水準への評価に対する配点について見直しを行うこと。

令和5年 月 日

厚生労働大臣 加 藤 勝 信 様

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事	黒岩祐治
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
横浜市長	山中竹春
川崎市長	福田紀彦
千葉市長	神谷俊一
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

## 安全・安心な地域社会の実現に向けた 地方消費者行政の充実・強化について

コロナ禍における「新しい生活様式」の実践や、社会のデジタル化の進展を背景とした新たな商品・サービスの提供等により、消費者の意識や消費行動は大きく変化しており、加えて、高齢化の進行や成年年齢の引下げにより、消費者被害の更なる増加が懸念されるなど、近年、我が国の消費者を取り巻く環境は多様化・複雑化している。とりわけ、全国の人口の約3割が集中し、今後急速な高齢化が見込まれる一都三県では、これらの課題に対し、これまで以上の取組が求められている。

このような中、地方自治体における消費者行政は、高度な専門知識と事業者への交渉力等を有する消費生活相談員が重要な役割を担っているが、民間事業者との競争もあり、有資格業務である相談員の担い手不足が各地で顕在化しており、優秀な相談員の安定した確保は喫緊の課題である。

また、地方自治体では、これまで地方消費者行政強化交付金等を活用して、消費者の安全・安心を確保するための取組や消費生活相談体制の充実・強化などに取り組んできたところである。しかしながら、現行の補助制度は活用期間及び活用可能事業が限定されており、継続的な取組を図ることが困難となっている。

一方、国においては、消費生活相談のデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）に向けて、アクションプランを公表するなど、継続して検討を進めているところである。DXは、何よりも安全・安心な地域社会の実現に貢献することが求められ、消費者はもとより、最前線で消費生活相談を担う地方自治体においても、そのメリットを最大限享受できることが重要である。このため、国と地方自治体との連携・協力が必要不可欠であるが、現状、課題認識や取組意識の共有が十分図られておらず、加えて、DXに向けた地方自治体の事務負担や財政負担も強く懸念されるところである。

については、将来にわたり消費者が安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現に向け、地方消費者行政の充実・強化について、次のとおり要望する。

- 1 消費生活相談員の担い手不足の状況を的確に把握し、その要因分析を行うとともに、持続可能な相談体制の確保に繋げるための相談員の処遇改善について適切に対応できるよう、地方自治体の意見を踏まえて明確な指針等を示すこと。また、処遇改善に必要な財政措置を講じること。
- 2 消費者行政は、消費者の安全・安心を守るために不斷に取り組むべきものであり、地方自治体の財政事情等によらずに安定的に推進することが重要なことから、地方消費者行政強化交付金などの支援について、活用期間・活用事業を限定することなく、更なる充実を図ること。
- 3 消費生活相談のDXについて、国と地方自治体との課題認識や取組意識の共有を図るため、速やかにシステムの全体像を明らかにすること。また、DXの実現に向けては、地方自治体の相談体制の実情や意見を踏まえ、各自治体が適切に対応できるものとするとともに、事務負担や財政負担が生じる場合は、適切な支援策を講じること。
- 4 将来にわたり消費者が安全・安心に暮らすことができる地域社会の実現には、国と地方自治体間の強固な連携のもとで、DXにより機能改善されたシステムと消費生活相談員による相談が有機的に連動することが求められることから、引き続き、地方自治体と協力し実効性の高い体制づくりに取り組むこと。

令和5年 月 日

内閣府特命担当大臣 河野太郎様

九都県市首脳会議

座長	神奈川県知事	黒岩祐治
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	熊谷俊人
	東京都知事	小池百合子
	横浜市長	中山竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

## 統一的な子どもの医療費助成制度の創設について

子どもの医療費助成制度は、子育て支援の観点から、地方単独事業として全国の地方自治体で実施されており、子どもの保健対策の充実と保護者の経済的負担の軽減の両面で、大きな役割を果たしている。

一方、子どもの医療費助成制度は各地方自治体が独自に制度を設計していることで、住んでいる地域で助成の対象年齢や自己負担の有無など、助成内容に差異が生じている状況である。また、関東圏内の地方自治体では、助成に対する費用が増加している傾向がみられ、大きな財政負担となっている。

今般、令和4年の出生数は統計開始以来、初めて80万人を下回る見込みとなった。これは国立社会保障・人口問題研究所の推計を上回る減少ペースであり、少子化はこれ以上先送りのできない課題となっている。

国においては、こうした課題に対応するため、「次元の異なる少子化対策」を掲げ、子ども・子育て政策を最重要政策として位置付け、具体的施策の検討を進めている。

また、令和5年4月に設置されたこども家庭庁は、子どもの最善の利益を第一に考え、社会全体で子どもの権利や健やかな成長を後押しする「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもに関する施策の充実や強化を図ることとしている。

こうした状況を踏まえ、国は、九都県市首脳会議を含む様々な地方団体から要望されている統一的な子どもの医療費助成制度について、創設に向けた検討を早急に進める必要がある。

少子化対策においては、子どもを安心して産み、育てることができる環境づくりが重要であり、国による全国一律の子どもの医療費助成制度の創設は、地方自治体の財政状況に関わらず全国どこに住んでも同じ医療を受けられる安心を保障するものである。

更に、地方財政の負担軽減により、地方自治体の本来の役割である、地域の実情に応じたきめ細やかな支援をより充実させることが可能となり、国全体の少子化対策の推進に大きく寄与するものと考え

える。

今後、国と地方の連携をより強化し、少子化対策の取組を一層加速させるため、次の事項を要望する。

- 1 国において、全国統一的な医療費助成制度の創設に向けた検討を早急に実施すること。
- 2 その検討に当たっては、長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体による協議の場を設け、共同で議論すること。
- 3 子どもの医療費（地方単独医療費）助成の現物給付に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置については、早急かつ確実に全て廃止すること。

令和5年 月 日

厚生労働大臣 加藤勝信様  
こども政策担当大臣 小倉将信様

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事	黒岩祐治
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	熊谷俊人
東京都知事	小池百合子
横浜市長	山中竹春
川崎市長	福田紀彦
千葉市長	神谷俊一
さいたま市長	清水勇人
相模原市長	本村賢太郎

## 訪日外国人の受入環境の整備について

現在、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着きを見せ、世界が通常の社会経済活動を取り戻しつつある。

国では、観光先進国を目指して、2030年の訪日外国人数を6,000万人とする目標を掲げているところであるが、訪日外国人を不安なく受け入れるためには、国による一層の対応が不可欠である。

新型コロナウイルス感染症対策においては、国内での感染拡大を防ぐための水際対策として、感染者や濃厚接触者の隔離・検査等に注力したが、空港周辺等の医療機関、宿泊療養施設及び保健所に負担が集中したことなどの課題が生じたところである。

また、医療機関の大きな負担となっている訪日外国人の未払医療費が、今後、インバウンド需要の回復に伴い、更に増加することが懸念されているものの、未払医療費の発生を防止するために効果的な旅行保険への加入率は7割程度にとどまっているのが実態である。

さらに、外国人の未払医療費については、国の救命救急センター運営費補助により一部が補助されるが、必要な予算が確保されておらず、医療機関に対して十分な支援ができているとは言えない状況である。

については、今回の感染症対策で得られた知見を活かして次の感染症に備えるためにも、訪日外国人の受入環境整備について、次の事項を要望する。

- 1 諸外国の感染症の発生・拡大の状況を今後も継続して把握するとともに、原因となるウイルス等の特性に応じた効果の高い水際対策を機動的に実施する仕組みを作ること。
- 2 國際空港や港湾を有する特定の自治体の保健医療提供体制への過度な負荷を防止するため、国において責任をもって対応方法について検討を行うこと。
- 3 訪日外国人の旅行保険加入に繋がるよう、旅行保険の意義や重要性について、効果的な周知・啓発を徹底すること。
- 4 外国人の未払医療費を補助対象としている救命救急センター運営費補助事業（医療提供体制推進事業補助金）について、必要な予算を確保すること。

令和5年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様  
国土交通大臣 斎藤 鉄夫 様

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事	黒 岩 祐 治
埼玉県知事	大 野 元 裕
千葉県知事	熊 谷 俊 人
東京都知事	小 池 百 合 子
横浜市長	山 中 竹 春
川崎市長	福 田 紀 彦
千葉市長	神 谷 俊 一
さいたま市長	清 水 勇 人
相模原市長	本 村 賢 太 郎

## 地方分権改革の実現に向けた要求

地域の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方分権改革を確実に推進していくことが必要であり、あわせて、地方が主体的に行財政運営を行うことができるよう、地方税財政制度を抜本的に見直すことが不可欠である。

地方分権改革については、これまで様々な取組が進められてきたが、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが十分に行われておらず、国から地方への税源移譲も三位一体改革以降行われていないなど、道半ばであり、更なる取組が必要である。

また、地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生においても極めて重要なテーマである。

さらに、長期化する新型コロナウイルス感染症や世界的なエネルギー・食料価格高騰等の影響のほか近年激甚化する災害への対応、持続可能な社会保障制度の構築や少子化をはじめとする我が国の諸課題の解決、行政のデジタル化、脱炭素社会への移行、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の更なる推進に向けて、国と地方は適切な役割分担の下、協力・連携して取り組む必要がある。地方は、こうした諸課題の解決等にこれまでの地方分権改革の成果を活用し、地方の権限と裁量の拡大を進め、自由度を高めることで、地方がさらにその自主性及び自立性を十分発揮できるようにすることが必要である。

そこで、本日、九都県市首脳会議は、政府に対し、真の分権型社会の構築に向け、地方の意見を確実に踏まえ大胆な改革を断行するよう、以下の事項を強く要求する。

### I 真の分権型社会の実現

#### （1）更なる権限移譲の推進

これまでの地方分権改革に係る一括法等により、国から地方への権限移譲及び都道府県から基礎自治体への権限移譲が実施されたが、いまだ不十分であり、国の出先機関の見直しも行われていない。

については、国の出先機関は原則廃止する視点も踏まえ、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国から地方及び都道府県から基礎自治体への大幅な権限移譲を更に進めること。

また、権限移譲を進めるに当たっては、住民に身近な事務・権限は全て地方自治体に移譲することを基本とし、事務事業を実施するために必要な税財源を移譲するとともに、人員移管について地方と協議を行うこと。

なお、以下の事項については、優先的に取り組むこと。

- ・直轄道路・直轄河川については、地方が移譲を求める全ての区間を対象として、関係する地方自治体と十分に協議するとともに、移譲に当たっては確実に財源措置等を講じること。

- ・地方が強く求めてきたハローワークや中小企業支援に関する事務などの移譲については、地方の実情や意見を十分に踏まえ、積極的に取り組むこと。

## (2) 更なる義務付け・枠付け等の見直し

国による関与、義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うこと。

国は一括法等により「枠付け」の見直しを行ったとしながら省令で「従うべき基準」を設定し、実質的に「枠付け」を存続させている。地方の自由度を高めるため、今後は、「従うべき基準」の設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌すべき基準とするよう速やかに見直すこと。

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太の方針2022）において、国と地方の新たな役割分担について、計画策定の見直しが掲げられ、その基本原則に沿い、国が「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」を定めたことは評価する。しかし、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在している。地方の負担が増大することがないよう、本ナビゲーション・ガイドについて、地方の意見を十分に反映しつつ、確実に活用していくことはもとより、今後、議員立法も含め計画等の策定を求める法令の規定や通知は原則として新たに設けないこと。また、地方からの提案を待つのではなく、国は自ら積極的に既存の計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなどの見直しを行うこと。さらに、法令等の見直しを行う場合において、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。

そのほか、条例による法令の上書き権を認めるなど地方自治体の条例制定権を拡大すること。

また、内閣提出法案のみならず議員立法も含め、義務付け・枠付けについては、廃止や条例委任、条例による補正の許容によるいづれかの見直しを行うこととする立法に関する原則に沿ったものとすること。あわせて、法案の立案段階でこの原則をチェックする手続きを確立すること。

## (3) 「提案募集方式」に基づく改革の推進

令和4年の「提案募集方式」においては、全国から291件の提案が寄せられたが、そのうち30件を超える提案が「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として、各検討区分に整理する時点で検討対象外等とされている。その中には、直近の社会情勢を踏まえた提案であっても過去と同内容の提案であり新たな支障が認められないとされてしまうものや、将来予想される支障を防止するための提案について現時点における具体的な支障事例を求められるものがある。また、関係府省と調整を行った提案の約9割を実現・対応しているが、その中には、

提案どおりの対応になつてないものや、引き続き検討するとされた提案も多く含まれている。

これらの現状を踏まえ、地方分権改革を着実に進める取組として、より一層の成果が得られるよう、地方からの提案を最大限実現する方向で取り組むこと。その際、地方が示す具体的な支障事例等だけではなく、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ね、国と地方の役割分担のあるべき姿を実現するという観点も重視すること。加えて、地方がより活用しやすい制度となるよう、提案の趣旨に応じ、税財源に関することも含めて検討することなど、地方の意見を踏まえ、制度の見直しを行うこと。

また、検討の結果、提案内容を実現できなかつた場合は、提案主体の納得が得られるよう国が説明責任を果たすとともに、将来予想される支障を防止するための提案に当たり一律に具体的な支障事例を求めないこと。

さらに、検討対象外等とされた提案を含め、これまで実現できなかつた提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

これまでの対応方針に掲載された事項については、進捗状況を適宜確認し、地方が活用しやすい形で速やかに共有すること。引き続き検討するとされた提案については、実現に向けたフォローアップを行うこと。加えて、第13次地方分権一括法等により措置される事項については、条例制定等に必要な準備期間を確保できるよう、速やかに政省令の整備を行うこと。

また、こうした対応にとどまらず、地方がより活用しやすい制度となるよう、地方の意見を踏まえ、提案対象の拡大など不断の見直しを行うこと。

なお、提案募集方式に基づく取組とともに、国自らも、地方の意見を踏まえ、国と地方の役割分担を適正化する観点から、更なる地方分権改革の推進に主体的に取り組むこと。

#### (4) 地方自治法の抜本改正

地方自治法をはじめとする現行の地方自治制度は、地方自治体の組織・運営の細目に至るまでを規定し、事実上、国が地方行政を統制する仕組みとなっていることから、地方自治体の裁量権を広範に保障するため、地方の意見を十分に踏まえ、早急に地方自治法を抜本改正すること。

#### (5) 国の政策決定への地方の参画

国と地方は対等・協力の関係にあるとの基本認識のもと、地方の意見を確実に政策に反映させること。

そのため、「国と地方の協議の場」においては、分科会の設置も含め、企画・立案の段階から積極的に地方と協議するなど、実効性ある運営を行うこと。さらに、地方側の代表者の数を増やすとともに、指定都市の代表者を正式な議員として位置付けるよう法改正を行うこと。

また、国が地方自治に影響を及ぼす施策を企画・立案するときは、地方自治法に定められている事前情報提供制度等の趣旨を踏まえて、令和5年3月31日に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーショ

ン・ガイド」に基づき、地方が事前の検討期間を十分確保できるよう速やかに情報提供すること。さらに、地方の意見を反映することができるよう適切な対応を行うこと。

なお、議員立法等による計画策定の努力義務等が多くを占めている状況を踏まえ、立法プロセスに地方が適切に関与し、国会において地方の意見を確実に反映させる仕組みを構築すること。

加えて、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、現在進めている第33次地方制度調査会等を通じた国と地方のあり方等の検討については、地方と十分に協議を行い、地方の意見や実態等を十分に反映すること。

また、令和5年4月にこども家庭庁が設立されたが、現場施策の実施者である地方の意見を的確に反映させるため、引き続き地方との定期的な意見交換・協議の場を設けること。

さらに、今後、感染症対策の司令塔機能を担う内閣感染症危機管理統括庁の設置や科学的知見の基盤・拠点となる国立健康危機管理研究機構の設立に当たっては、諸外国のデータ等を分析し、科学的な知見に基づいた的確な指示ができる体制を構築するほか、地域ごとの感染状況や医療体制等を踏まえた企画、調整、分析、検証等がなされるよう、地方の情報や意見を速やかに反映できる仕組みを導入すること。

## II 真の分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

### (1) 地方税財源の充実・確保

#### ア 税源移譲の確実な実現のための抜本的改革

現状では、地方と国の歳出比率が6対4であるのに対し、税源配分は4対6であり、事務に見合う税源が地方に配分されていない。地方が担う事務と権限に見合った地方税源の充実強化を図るため、国と地方の税体系を抜本的に見直し、地方への税源移譲を確実に進めること。

また、地方が真に住民に必要なサービスを自らの責任で自主的、効率的に提供するため、国から地方への税源移譲等により、地域偏在性が小さく、安定的な税収を確保できる地方税体系を早急に構築すること。

#### イ 社会保障分野における地方税財源の確保

地方自治体は、医療、介護及び子育て施策など幅広い社会保障行政において、サービスの運営・給付主体として重要な役割を果たしている。このことを踏まえ、今後も増加が見込まれる社会保障分野に係る行政需要に見合った地方税財源を確保すること。

また、社会保障の充実に伴う地方負担については、地方財政の社会保障財源に影響が生じることのないよう、すべての地方自治体に対して必要な財源を確実に措置すること。さらに、消費税率10%への引上げと同時に導入された軽減税率制度についても、国の責任で代替財源を確保すること。

#### ウ 子ども関連施策に係る地方財政措置

チルドレン・ファースト社会の実現に向け、子ども関連施策の多くを担う地方自治体として、安心して子どもを産み育てるための取組を国と一体となって進める必要がある。

これまで、子育てにかかる経済的支援については、国において教育費や保育料などの軽減が図られてきたところであるが、子どもの健やかな育ちの観点から、医療費負担の軽減は大変重要であり、速やかに全国一律の医療費助成制度を国において創設すること。

また、私立高等学校の授業料の実質無償化については、引き続き国の責任において財源を確実に確保するとともに、授業料が全国平均を上回る団体においては、地方に超過負担が発生していることから、これを解消するための財政措置を講ずること。

## **エ 新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に係る地方財政措置**

地方創生臨時交付金については、財政制度等審議会において、縮減・廃止の必要があると指摘された。地方創生臨時交付金を見直す場合には、国が統一的に対策を講ずべきものと、地方の実情に応じて対応すべきものを仕分けるなど、今後のあるべき国・地方の役割分担を整理した上で、必要な財政措置を講じること。また、財政措置を講じる際には、財政力による補正を行わず、感染状況や地域の実情に応じた財政需要を的確に反映した上で、各都県市が必要とする十分な額を措置するとともに、地方の状況を踏まえ、繰越や対象事業の拡大等へ柔軟に対応すること。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直しに当たっては、財源措置を確実に講じること。

感染症法等の一部を改正する法律の施行に伴い新たに生じる経費については、国の責任において所要の財源を確実に確保すること。なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正において地方債の特例が規定されたが、新型インフルエンザ等感染症対策に関する経費は、一義的には、地方債以外の財政措置が望ましいため、国庫補助の更なる嵩上げや交付金等により、地方負担の極小化を図るとともに、十分な地方財政措置を講じること。

また、物価高騰は全国的な課題であり、事業者・生活困窮者等への支援について都道府県単位の対応には限界があることから、対策の実施に当たっては、主として国が一元的に行うとともに、一過性の減収補填だけではなく、中長期的なコスト削減や収益構造の改善に寄与し、将来にわたり効果が持続するような支援を行うこと。

## **オ 課税自主権の拡大**

地方自治体の財政需要を賄う税財源は、法定税により安定的に確保されることが基本であるが、地方は必要な財源を自ら調達する等のために、地域の特性に応じた法定外税を創設することができる。

しかし、法人事業税に関する規定が及ばない法定外税として創設した神奈川県臨時特例企業税は、平成25年3月の最高裁判決で、法定外税であっても、別段の定めがない限り、法定税に関する規定に抵触してはならないという強行規定が及ぶものと判断され、違法・無効となった。

この判決は、地方自治体が独自に創設する法定外税は法定税に関する強行

規定の制約を受け、国税を含む法定税が課税対象を幅広く押さえている現状を踏まえると、実質的に法定外税の創設が困難であることを示したものである。

現状のままでは、地方自治体の課税自主権の積極的な活用が阻害されることから、地方自治体が、法定外税を法定税から独立した対等の税目として創設することを可能とするなど、地方税法をはじめとした関係法令を抜本的に見直すこと。

#### **カ 自動車関係諸税の課税のあり方の見直しにおける地方税財源の確保**

自動車関係諸税については、令和5年度与党税制改正大綱において、「日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、『2050年カーボンニュートラル』目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」「自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」とされている。

自動車関係諸税の見直しに当たっては、これらの税が地方自治体の都市基盤整備等の貴重な財源となってきた経緯、脱炭素化や所有から利用への形態移行により減収が見込まれること、今後の道路等の維持管理・更新及び防災・減災の推進並びに次世代自動車の普及による新たな行政需要への対応に多額の財源が必要となることなどを踏まえ、地方自治体に減収が生じることのないよう税財源を確実に確保すること。

特に、自動車税については、種別割における「財産税的性格」と「道路損傷負担金的性格」も踏まえ、税負担の公平性を確保するとともに、同税の税収は地方にとって極めて重要なものであることから、中長期的にも税収が安定的に確保できること。

#### **キ 固定資産税の安定的確保**

令和4年度税制改正において、住宅用地については既定の負担調整措置が堅持されることとなった一方、商業地等については課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%に抑制する特別な措置が講じられたが、令和5年度は既定の負担調整措置を実施することとされた。税負担の公平性及び負担調整措置の簡素化等の観点から、現行の商業地等の据置措置についても早期に見直しを図ること。

また、償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策などの観点から廃止等を行うべきではなく、引き継ぎ制度を堅持すること。

固定資産税は都及び市町村の行政サービスの提供を安定的に支える上で重要な基幹税目であり、地方自治体が提供する行政サービスと資産の保有に着

目して応益原則に基づき課税するものであるため、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、国の経済対策に用いるべきではない。厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図るとともに、令和5年度税制改正で創設された中小事業者等の生産性の向上や賃上げ促進のための特例などといった経済対策としての軽減措置は、期限の到来をもって確実に終了すること。

さらに、固定資産税の新築住宅減額について、空き家の増加や脱炭素化社会への移行等を踏まえ、対象を環境性能が優れた住宅に重点化するなど、既存の特例措置の整理・縮小を行うこと。

#### ク 地球温暖化対策に必要な地方税財源の確保

地球温暖化対策の一環である森林吸収源対策の地方税財源を確保するため、令和元年度税制改正において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

また、令和5年度与党税制改正大綱においては、「全国の地方公共団体において、譲与税を森林整備や木材利用等に一層有効に活用し、国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、各地域における取組みの進展状況や地方公共団体の意見を考慮しつつ、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策を検討する。」とされている。

令和6年度から課すこととされている森林環境税を円滑に徴収するためにも、譲与税が一層有効に活用され、かつ、都市部の住民からも理解を得られるような方策を検討するとともに、賦課徴収を行う市町村の意見を十分に踏まえ、地方自治体が独自に課税している森林環境税等への影響が生じないよう適切に調整すること。

さらに、地球温暖化対策は、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など多岐にわたっており、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、地方自治体が行う温暖化対策の更なる拡充が必要となることから、これらを含めた対策に必要な地方税財源を確保する制度についても早急に創設すること。

特に、炭素税等のカーボンプライシングの導入に当たっては、その一部を地方の税財源とする検討を行うこと。

#### ケ ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理、地滑り対策等の災害防止対策、廃棄物処理等の行政サービスと応益関係にあり、ゴルフ場所在の都道府県及び市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き現行制度を堅持すること。

#### コ ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度については、令和元年度税制改正において、基準に適合する地方自治体を総務大臣が指定する制度に見直されたところであるが、より多くの寄附金を集めための返礼品競争が続いている。また、特例控除額が所得割額の2割という定率の上限のみでは、高所得者ほど寄附金税額控除の上限額が高くなり、返礼品との組み合わせにより、結果として節税効果が生ずることなどの課題が依然として残っている。このため、寄附を通して生まれ育ったふるさとや支援したい地方自治体に貢献するという趣旨に沿った

制度となるよう引き続き見直しを行うこと。

なお、創意工夫をして現行制度を地域振興や産業振興等に活用している地方自治体が多数存在する一方、都市部の地方自治体においては税収減が大きくなっていることなどを踏まえ、例えば、特例控除額について新たに定額の上限を設けるなど、地方自治体の財政に与える影響も考慮すること。

加えて、ふるさと納税ワンストップ特例制度については、令和3年分確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始されていることを踏まえ、所得税控除分相当額を個人住民税から控除しているという現状の仕組みを速やかに見直すとともに、見直しまでの間は、同制度を適用した場合に、個人住民税から控除している所得税控除分相当額については、国の責任において、地方特例交付金により全額を補填すること。

今後、ふるさと納税制度を含む個人所得課税の見直しを行うに当たっては、個人住民税が、地方自治体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための財源確保の面で重要な基幹税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、その確保を前提として検討すること。

#### **サ 個人事業税における課税対象事業の限定列举方式の見直し**

個人事業税について、課税の公平性を確保するため、課税対象事業を限定列举する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。

また、限定列举方式の見直しが実現するまでの間、社会経済情勢に即した新規業種を課税対象事業に随時追加すること、事業認定に係る取扱いを明確化すること、課税資料となる所得税確定申告書等に事業認定に有益な情報を記載するよう見直すことなどの対応を行うこと。

#### **シ 地方税務手続のデジタル化・キャッシュレス化の推進**

納税者の利便性の向上、官民双方のコスト削減、地方自治体の課税事務の効率化、ひいては適正かつ公平な課税の実現等を図るため、国税・地方税間の情報連携の更なる推進を図りつつ、地方としても、賦課課税の多い地方税の特性を踏まえつつ、eLTAX 等を活用した全国統一的な対応の充実など、地方税の電子化を一層推進していく必要がある。

令和4年度税制改正において、eLTAX を通じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の対象税目・納付手段が拡大され、令和5年度与党税制改正大綱においては、「地方税においても更なる税務手続のデジタル化に向け、納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eLTAX 及びマイナポータルの更改・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討する。」「デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化について引き続き検討していく。」こととされている。

税務手続のデジタル化・キャッシュレス化を推進するため、税務システム標準化の移行時期に配慮し、仕様やスケジュールなどについて、早期に情報提供を行うとともに、多様な地方自治体の実情を踏まえ、その意見を十分に反映すること。

また、マイナポータルや地方税共通納税システムの活用などに関して対応策を検討するとともに、納税者によるeLTAXを通じた税務手続、キャッシュレス納付の利用拡大に努めること。

加えて、自動車税のワンストップサービス（OSS）について、新車新規登録以外の利用率が低いことから、その原因を分析し対策を講じるとともに、システム改修等による操作性の向上や分かりやすいマニュアル等の整備、積極的な広報の実施により、一層の利用促進を図ること。

## （2）自主財源である地方法人課税の拡充強化

### ア 地方法人課税の拡充強化

令和元年10月の消費税率10%への引上げ時において、法人事業税の暫定措置が廃止され、法人住民税法人税割の更なる地方交付税原資化が行われた。さらに、令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大や経済社会構造の変化等を理由に、再び法人事業税の一部を国税化し、これまで以上の規模で都道府県に再配分する新たな措置として、特別法人事業税・特別法人事業譲与税が創設された。

地方の自主財源を縮小させる地方税の国税化は、地方の自立と活性化を目指す地方分権に逆行している。

税収格差については、国から地方への税源移譲により地方税を拡充する中で、国の責任において是正されるべきである。その際は、法人の行政サービスの受益に応じた負担という地方税の原則を踏まえる必要がある。

あわせて、地方間の財政力格差は地方交付税で調整されるべきであり、現行の地方交付税制度が調整機能を十分に発揮できていないならば、国において、その機能が十分に発揮され得る程度の交付税総額の確保を図ることが必要である。加えて、総額不足の実質的な補填のために地方税を国税化すべきではない。

地方自らが地域の課題解決に率先して取り組み、各々の個性や強みを發揮しうる自立的な行財政運営を行っていくためには、国・地方間の税財源の配分の見直しなど、国は日本の持続的発展に資する地方税財政制度の抜本的な見直しに本腰を入れて取り組むべきである。産業振興、地域活性化に取り組む地方自治体の自主的な努力が報われるよう、自主財源である地方法人課税の拡充強化を図ること。

### イ 外形標準課税のあり方の検討

法人事業税の外形標準課税については、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げと併せて、段階的に拡大されてきた。

令和5年度与党税制改正大綱においては、「減資や組織再編による対象法人数の減少や対象範囲の縮小は、上記の法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を損なうおそれがあり、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討する。その上で、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討

を行う。」とされている。

外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを行うに当たっては、現行基準を基本的に維持しつつ、減資・組織再編の動きに対応するための追加的な基準について検討を行うこと。また、当該基準は、法人による操作可能性が小さいものとともに、課税実務上、確認が容易で納税者及び課税庁にとって執行面で過度な負担とならないものとすること。

#### ウ 法人事業税の分割基準の適正化

法人事業税の分割基準のあり方については、平成28年度与党税制改正大綱において検討を行うことが示されている。このことを踏まえ、平成29年度税制改正において、電気供給業に係る法人事業税の分割基準について見直しが行われた。

法人事業税の分割基準については、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係をより的確に反映させ、法人の事業活動が行われている地域に税収をより正しく帰属させるものとなるよう引き続き適正化を図ること。

また、地方自治体間の財政調整を目的とする見直しは行わないこと。

#### エ 法人事業税における収入金額課税の堅持

法人事業税における収入金額課税については、令和2年度税制改正において電気供給業の見直しが、令和4年度税制改正においてガス供給業の見直しが行われ、送配電部門及び導管部門については、収入金額課税が維持され、その他の部門については、一部において付加価値割額及び資本割額による外形標準課税等が組み入れられた上で収入金額課税が維持されている。

また、令和5年度与党税制改正大綱においては、「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」とされている。

収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していること、電気供給事業者及びガス供給事業者は多大な行政サービスを受益していること等を踏まえ、同制度を堅持すること。

#### オ 国際課税制度の見直しに係る税収の地方への帰属

令和5年度与党税制改正大綱において、経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合

(いわゆる第2の柱)について、IIR(所得合算ルール)及びUTPR(軽課税所得ルール)は法人税及び地方法人税の課税を行い、QDMTT(国内ミニマム課税)は国・地方の法人課税の税率を前提として法人住民税・法人事業税相当分を地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収することとされた。

今後、多国籍企業の残余利益の一部が日本に配分され課税される場合(いわゆる第1の柱)についても、これまで国・地方で法人に対して課税を行ってきたことなどを踏まえ、地方の税源となるべき部分を含むよう検討すること。その際、応益原則等を踏まえ、全ての地方自治体に税収の一定割合を帰

属させるとともに、納税者の事務負担等にも配慮し、地方税源部分について国が一括徴収する仕組みとするなど、適切な制度構築を図ること。

### (3) 地方交付税制度の改革

#### ア 地方交付税の総額確保等と適切な運用

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（骨太の方針2021）では、2022～2024年度の予算編成に関し、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされており、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太の方針2022）では、「令和5年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。」とされた。

令和5年度地方財政計画においては地方税及び地方譲与税を過去最高額となる45.5兆円、地方交付税を18.4兆円見込むこと等により、前年度を上回る65.1兆円の一般財源総額が確保された。

しかし、地方においては、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、世界的なエネルギー・食料価格高騰等の影響により税収の先行きがさらに不透明さを増す中で、引き続き感染拡大防止と社会経済活動の両立を行うとともに、不可避的に増加する社会保障関係費に加え、少子化対策の強化、地域経済の活性化、雇用の創出、防災・減災対策、感染症等の緊急時に備えた平時からの医療体制の確保など、必要な施策を将来にわたり実施していく必要がある。

地方が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源実質同水準ルールの堅持にとどまらず、地方における行財政需要の増加や税収の動向を的確に把握した上で地方財政計画に計上するとともに、地方交付税の法定率の更なる引上げを含む抜本的な見直しにより、令和6年度以降も引き続き、地方の安定的な財政運営に必要な交付税総額を確保・充実すること。

あわせて、地方が予見可能性を持って財政運営を行うことができ、予算編成に支障が生じることのないよう、地方交付税の具体的な算定方法を早期に明示すること。

さらに、地方交付税は国による義務付けや政策誘導を行うための制度ではなく、地方共有の固有財源であることを強く認識し、適切に運用するとともに、地方交付税が「国からの仕送り」であるかのような誤った認識を国民に与えないよう、正確に周知すること。

なお、地方の保有する基金について、2021年度（令和3年度）決算（速報値）においては積立金現在高が増加したが、これは、地方において、地方交付税の増額再算定で「臨時財政対策債償還基金費」が措置されたことを踏まえ将来の臨時財政対策債の償還に備えるために積立てを行ったほか、大規模な災害や経済不況による税収減、まさに、今般の新型コロナウイルス感染症といった不測の事態への対応など財政運営の年度間調整や、社会资本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のために、各地方自治体が地域の実情を踏まえて、各々の責任と判断で積立てを行って

いるものであり、地方財政に余裕が生じているものではない。

また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限を有しておらず、赤字地方債の発行権限が限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、歳出の削減や基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分に踏まえるべきである。

このことから、地方の基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は決して行わないこと。

#### **イ 臨時財政対策債の廃止**

臨時財政対策債は、平成13年度に3年間の措置として導入されて以来、地方からは制度の廃止と地方交付税への復元を繰り返し要求してきたにもかかわらず、7度目の延長期限である令和4年度で廃止されることなく、令和7年度まで延長された。

令和5年度の地方財政計画においては、地方税等の增收や地方交付税総額の確保により、国と地方の折半対象財源不足額が解消されるとともに、臨時財政対策債の発行可能額は抑制され、過去最低水準になった。しかし、依然として臨時財政対策債の大量発行による地方財源不足の補填が継続していることは、将来の世代に負担を先送りしていることにほかならず、国がその責任を十分果たしているとは言えない。また、持続可能な財政制度という観点からも、過去に発行した臨時財政対策債の償還に相当する財源不足を、新たな臨時財政対策債の発行により賄うという現状は極めて不適切であり、抜本的な見直しが急務である。

地方の財源不足の解消は、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって国の責任で確実に対応すべきであり、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債は、速やかに廃止すること。

また、廃止までの間にあっては、臨時財政対策債発行可能額の算定において、過度な傾斜配分にならないようになるとともに、廃止までの工程を明らかにすること。

加えて、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、その償還額が累増していることを踏まえ、償還財源を確実に別枠として確保すること。

### **(4) 国庫支出金の改革**

#### **ア 国庫支出金の抜本的な改革**

国庫支出金については、国と地方の役割分担を見直し、地方への権限及び税源の移譲を基本とした抜本的改革を進めることとし、国は速やかにその工程を明らかにすること。

それまでの間、国は首都圏特有の行政需要を考慮し、必要額を安定的かつ確実に確保するとともに、地方自治体の超過負担の解消を図ること。

また、地方自治体間の財政調整は地方交付税により行い、財政力指数に基づいて国庫支出金の補助率を変更する等の財政力格差の是正は行わないこと。

さらに、事務手続の簡素化など運用改善を図るとともに、国の関与は最小限とし、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度となるよう見直すこと。

なお、国と地方は対等・協力の関係にあることを踏まえ、国庫支出金の改革に当たっては、事業の規模等に関わらず、国の負担を一方的に地方に付け替えるような見直しは厳に慎むこと。

#### イ 基金事業の見直し

国庫支出金の廃止、地方への税源移譲が行われるまでの間、国からの交付金等により造成された基金事業については、事業の進捗状況などを踏まえ、地方の必要に応じた増額や、事業期間の延長を図るとともに、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、基金の造成を指定都市にも認めることなど、要件の見直しを行うこと。あわせて、事務手続の簡素化などの運用改善を図ること。

#### (5) 国直轄事業負担金の見直し

国直轄事業については、国と地方の役割分担を見直すこと。その上で、地方に行うべき事業は地方に権限と必要な税財源を移譲すること。なお、そのための具体的な手順等を盛り込んだ工程を早急に示すこと。

また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を確実に反映させるため、事前協議を法制化すること。

加えて、国は、地方が国に支出した国直轄事業負担金について、厳正な検査を行い、不適切な支出等があった場合は地方自治体に負担金を返還する仕組みを構築すること。

### III 道州制の議論に当たって

道州制の議論に当たっては、真に地方分権に資するものとなるよう、地方の意見を十分に尊重すること。

また、道州制の議論にとらわれることなく、権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実・確保等の改革を一体的に進めること。

### IV 国の財政規律の確立と地方税財源の拡充

地方は、厳しい財政状況の中、徹底した行財政改革を断行し、財政健全化に努めているが、国は、地方に比べて、これらの取組が不十分であると言わざるを得ない。

こうした中、国は、臨時財政対策債を継続するとともに、交付税総額の実質的な補填である地方法人税の税率を引き上げ、更なる地方税の国税化を行った。

国は、行財政改革による財政健全化に取り組むとともに、こうした国の財政難を地方にしわ寄せする制度については、財政状況にかかわらず見直しを行うべきであり、速やかに臨時財政対策債を廃止した上で、国において交付税総額の確保を図るとともに、地方の税財源の拡充に取り組むこと。

令和5年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

九都県市首脳会議

座長 神奈川県知事	黒 岩 祐治
埼玉県知事	野 元 裕人
千葉県知事	熊 谷 俊人
東京都知事	小 池 百合子
横浜市長	山 中 竹春
川崎市長	福 田 紀彦
千葉市長	神 谷 俊一
さいたま市長	清 水 勇人
相模原市長	本 村 賢太郎